

○ 人事院規則九―四九―四〇 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与法第十一条の四の規定による地域手当)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 成田国際空港の区域 百分の十六</p> <p>二 中部国際空港の区域 百分の十二</p> <p>三 関西国際空港の区域 百分の十二</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。)</p> <p>(附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の三第二項各号の人事院規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。)</p> <p>(平成三十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の四の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>第三条 平成三十年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条第一号中「百分の十六」とあるのは「百分の十五」と、同条第二号及び第三号中「百分の十二」とあるのは「百分の十」とする。</p> <p>(給与法第十一条の五の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>第四条 平成二十六年改正法附則第十条の規定により読み替えられた</p>	<p>(給与法第十一条の四の規定による地域手当)</p> <p>第四条 (同上)</p> <p>一 成田国際空港の区域 百分の十五</p> <p>二 中部国際空港の区域 百分の十</p> <p>三 関西国際空港の区域 百分の十</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第一条 (同上)</p> <p>(暫定指定地域)</p> <p>第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三第一項前段の地域とされていた地域のうち別表第一に掲げられていないものは、当分の間、給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域とし、これらの地域に係る同条第二項の地域手当の級地は、附則別表に定めるとおりとする。</p> <p>第三条 前条の規定が適用される間、第十一条第一項第一号及び第十四条第一項第二号の規定の適用については、第十一条第一項第一号中「第二条」とあるのは「第二条若しくは附則第二条」と、第十四条第一項第二号中「第二条」とあるのは「第二条又は附則第二条」と、「同条」とあるのは「これらの規定」とする。</p>

給与法第十一条の五の人事院規則で定める割合は、百分の十五とする。

（平成三十年十月一日までの間における給与法第十一条の七の規定による地域手当に関する経過措置）

第五条 平成三十年十月一日までの間における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合（同項の異動等前の支給割合に係る人事院規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合）」と、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第一号に掲げる場合」と、「第三号において」とあるのは「以下この項において」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」と、同項第二号及び第三号中「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

（雑則）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

（給与法附則第八項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算）

第七条 （略）

（雑則）

第四条 前二条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

（給与法附則第八項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算）

第五条 （同上）

附則別表（附則第二条関係）

支給割合	支給地域等
百分の十八	東京都のうち 特別区
百分の十五	茨城県のうち 取手市
	埼玉県のうち 和光市
百分の十三	千葉県のうち 成田市 印西市
	東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市
	神奈川県のうち 鎌倉市 厚木市
	大阪府のうち 大阪市 守口市 門真市
	兵庫県のうち 芦屋市
	茨城県のうち つくば市
	埼玉県のうち さいたま市 志木市
	千葉県のうち 袖ヶ浦市
	東京都のうち 八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市
	神奈川県のうち 横浜市 川崎市

附則別表（附則第二条関係）

都道府県	暫定指定地域	地域
神奈川県	横須賀市	四級地
大阪府	三浦郡葉山町	五級地
	堺市 東大阪市	四級地
	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市	五級地
福岡県	北九州市	六級地
長崎県	長崎市	六級地

備考 この表の暫定指定地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

<p>愛知県のうち 名古屋市のうち 刈谷市 豊田市</p>	<p>大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市</p>	<p>千葉県のうち 船橋市 浦安市 東京都のうち 立川市 大阪府のうち 吹田市 寝屋川市 箕面市 奈良県のうち 天理市</p>	<p>茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市 東村山市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市</p>
<p>百分の十二</p>	<p>百分の十一</p>	<p>百分の十</p>	<p>茨城県のうち 水戸市 土浦市 千葉県のうち 市川市 松戸市 富津市 東京都のうち 三鷹市 あきる野市</p>

<p>百分の七</p>	<p>茨城県のうち 日立市</p>
<p>百分の八</p>	<p>神奈川県のうち 相模原市 横須賀市 藤沢市 大和市 三重県のうち 鈴鹿市 滋賀県のうち 大津市 草津市 京都府のうち 京都市 大阪府のうち 堺市 豊中市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪 市 兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市 総務省関東総合通信局電波監理部</p>

百分の六

千葉県のうち 佐倉市 市原市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち 西尾市 知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち 栗東市 兵庫県のうち 伊丹市 三田市 宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち 古河市 ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市 埼玉県のうち 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市 入間市 三郷市 千葉県のうち 茂原市 柏市 神奈川県のうち 三浦郡のうち葉山町 山梨県のうち 甲府市 静岡県のうち 静岡市 沼津市 御殿場市 愛知県のうち
--

<p>百分の五</p>	<p>百分の四</p>
<p>瀬戸市 碧南市 三重県のうち 津市 滋賀県のうち 守山市 京都府のうち 宇治市 亀岡市 大阪府のうち 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内 長野市 和泉市 藤井寺市 奈良県のうち 大和高田市 橿原市</p>	<p>宮城県のうち 多賀城市 茨城県のうち 龍ヶ崎市 埼玉県のうち 埼玉市 坂戸市 神奈川県のうち 小田原市 愛知県のうち みよし市 大阪府のうち 柏原市 交野市 福岡県のうち 春日市 福津市 栃木県のうち 大田原市 群馬県のうち 高崎市</p>

	<p>香芝市 北葛城郡のうち王寺町 和歌山県のうち 和歌山市 橋本市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 太宰府市 糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町</p>
<p>百分の三</p>	<p>北海道のうち 札幌市 宮城県のうち 名取市 茨城県のうち 筑西市 栃木県のうち 鹿沼市 小山市 群馬県のうち 群馬県のうち 前橋市 太田市 埼玉県のうち 熊谷市 千葉県のうち 八街市 東京都のうち 武蔵村山市 富山県のうち 富山市 石川県のうち 金沢市 福井県のうち 福井市 長野県のうち</p>

	百分の二
<p>長野市 松本市 諏訪市 岐阜県のうち 大垣市 多治見市 美濃加茂市 静岡県のうち 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛 川市 袋井市 愛知県のうち 豊橋市 一宮市 半田市 小牧市 三重県のうち 名張市 伊賀市 滋賀県のうち 長浜市 兵庫県のうち 姫路市 加古川市 三木市 奈良県のうち 桜井市 宇陀市 岡山県のうち 岡山市 広島県のうち 廿日市市 安芸郡のうち海田町及び坂町 山口県のうち 周南市 福岡県のうち 北九州市 筑紫野市 糟屋郡のうち宇美町 長崎県のうち 長崎市</p>	<p>茨城県のうち 神栖市 栃木県のうち 下野市</p>

	埼玉県のうち 羽生市 比企郡のうち滑川町 愛知県のうち 豊川市 田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市 茨城県のうち 笠間市 鹿嶋市 栃木県のうち 栃木市 真岡市 群馬県のうち 渋川市 千葉県のうち 木更津市 君津市 新潟県のうち 新潟市 山梨県のうち 南アルプス市 長野県のうち 伊那市 岐阜県のうち 各務原市 静岡県のうち 藤枝市 愛知県のうち 常滑市 海部郡のうち飛島村
百分の一	

滋賀県のうち
東近江市
広島県のうち
三原市 東広島市
徳島県のうち
徳島市 鳴門市 阿南市
香川県のうち
坂出市

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

別表第一(第二条、第三条関係)

都道府県	支給地域		級地
北海道	札幌市		七級地
宮城県	多賀城市		五級地
	仙台市		六級地
	名取市		七級地
茨城県	取手市	つくば市	二級地
	守谷市		三級地
	牛久市		四級地
	水戸市	日立市 土浦市 龍ヶ崎市	五級地
	古河市	ひたちなか市 神栖市	六級地
	笠間市	鹿嶋市 筑西市	七級地
栃木県	宇都宮市	大田原市 下野市	六級地
	栃木市	鹿沼市 小山市 真岡市	七級地
群馬県	高崎市		六級地
	前橋市	太田市 渋川市	七級地

別表第一(第二条、第三条関係)

都道府県	支給地域		級地
北海道	札幌市		六級地
宮城県	仙台市	多賀城市	五級地
	名取市		六級地
茨城県	取手市	つくば市	二級地
	守谷市		三級地
	水戸市	土浦市 日立市 古河市 牛久市 龍ヶ崎市 筑西市	四級地
	日立市	ひたちなか市	五級地
	龍ヶ崎市	筑西市	六級地
栃木県	宇都宮市	大田原市	五級地
	鹿沼市	小山市	六級地
群馬県	高崎市	太田市	六級地
	前橋市		六級地

香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府																
坂出市	高松市	徳島市 鳴門市 阿南市	周南市	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	岡山市	和歌山市 橋本市	桜井市 宇陀市	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	奈良市 大和郡山市	天理市	姫路市 加古川市 三木市	明石市 赤穂市	伊丹市 三田市	神戸市	西宮市 芦屋市	南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市	河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪	大阪市 交野市	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東	豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市	池田市 高槻市 門真市	大阪市 守口市	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市
七級地	六級地	七級地	七級地	七級地	七級地	七級地	七級地	六級地	五級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	六級地

香川県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府														
高松市	周南市	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	岡山市	和歌山市 橋本市	葛城郡王寺町	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北	大和高田市 橿原市	奈良市 大和郡山市	天理市	姫路市 明石市 加古川市 三木市	伊丹市 三田市	神戸市 尼崎市	西宮市 宝塚市	芦屋市	南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市	豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市	大阪市 守口市 門真市	向日市 相楽郡木津町
六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	六級地	五級地	四級地	三級地	六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	六級地	五級地	四級地	三級地	二級地	六級地

福岡県	福岡市	春日市	福津市	五級地
	太宰府市	糟屋郡新宮町	糟屋郡粕屋町	六級地
	北九州市	筑紫野市	糟屋郡宇美町	七級地
長崎県	長崎市			七級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）
 第二条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第三条の級地は当該官署の区分に応じ当該各号に定める級地とする。

一 総務省関東総合通信局電波監理部 五級地

二 (略)

福岡県	福岡市	福岡市	四級地		
	筑紫野市	春日市	太宰府市	前原市	福津
	市	糟屋郡宇美町	糟屋郡粕屋町		

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）
 第二条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第三条の級地は当該官署の区分に応じ当該各号に定める級地とする。

一 総務省関東総合通信局電波監理部 四級地

二 (同上)